（別紙2）

■評価基準（横浜市感染症・食中毒緊急通報ダイヤル受付業務委託）

※採点は5段階で行ってください。

No.	項目	評価の着眼点	上限配点	採点					採点	係数	採点結果
				記述がない・要求に適合していない	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	（a）	（b）	a×b
1	職員育成方針	職員育成方針は事業所設立の目的、理念を反映したものになっているか。（様式ウ）	15	1	2	3	4	5		1.5	**0**
2	研修の実施状況	職員育成方針を職員に浸透させるための取組は十分か。（様式エ）	15	1	2	3	4	5		1.5	**0**
3	ワークライフバランスに関する取組	事業所のワークライフバランス推進に関連する法令である女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法に基づく行動計画の策定や認定の取得状況など（添付資料1）	10	1	2	3	4	5		2.0	**0**
4	個人情報保護	個人情報保護の考え方は適切か。 個人情報保護に関する研修を実施しているか。（様式オ）	30	1	2	3	4	5		6.0	**0**
5	事業実績	感染症や食中毒等を疑う体調不良者に対する電話相談事業や、コールセンター業務での相談対応の実績は十分か。（様式カ）	15	1	2	3	4	5		3.0	**0**
6	感染症・食中毒発生時対応に対する考え方や業務の実施内容	人権に配慮したうえでの感染症・食中毒発生時の対応を正しく理解し、業務を実施することができるか。（様式キ、ケ）	30	1	2	3	4	5		6.0	**0**
7	業務実施の方針	行政との関係や役割分担の考え方はどうか。（様式ク）	30	1	2	3	4	5		6.0	**0**
8	令和2年度事業計画	令和2年度に着手する事業内容は適切か。 実施スケジュールは、具体的なものになっているか。（様式コ）	10	1	2	3	4	5		4.0	**0**
9	財務状況	事業所の財務状況は適正か。（添付資料4）	5	1	2	3	4	5		4.0	**0**
10	配置予定のスタッフ	知識・経験が十分なスタッフが事業実施に必要な人員が確保されているか。（様式シ）	30	1	2	3	4	5		6.0	**0**
11	事務所の設備・環境	事業実施に十分な設備・環境が整っているか。（様式ス）	5	1	2	3	4	5		2.0	**0**
12	業務継続に係る体制	事業所としてのバックアップ体制は十分か。（様式セ）	5	1	2	3	4	5		2.0	**0**
合計			200								0

■　評価の方法について

1　配分の考え方

評価基準の配点の設定は次のとおりです。

評価項目	配点	比重
法人の状況に関する項目（№１～５）	85	42.5%
事業計画に関する項目（№６～12）	115	57.5%
合　計	200	100.0%

2　各評価項目の評価の目安

原則として提案書の記述内容及びヒアリングの内容により、１点から５点までの５段階評価とします。５段階評価の目安は次のとおりとし、本市で想定している一般的な水準の提案を「３」とします。

【評価の目安】

非常に優れている	5
優れている	4
ふつう	3
劣っている	2
記述がない・要求に適合していない	1

3　選定の考え方

・評価委員会の各委員の得点の合計点を評価得点とします。
・同点の場合には、「事業計画に関する項目（№４、６、７、８）」の評価点の合計が高い法人を選定します。それでも、なお同点の場合には、「具体的な実施内容に関する項目（№５、６）」の評価点の合計が高い法人を選定します。
・評価基準項目４、６、７、８について、評価委員が１人でも採点が１点の場合は選定しません。

4　最低基準

全体の合計点に比べて、得点が６０％を下回る事業所は、選定しません。

5　委員が欠席した場合の取扱

「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」第15条第１項を準用し、委員の定足数の７分の５の出席をもって評価委員会が成立したものとします。